

法人市民税は、個人市民税とともに市民税に含まれますが、市内に事務所、事業所又は寮などがある法人（株式会社、有限会社など）が納める税金です。

## 納める人（納税義務者）

市内に事務所、事業所又は寮などがある法人（株式会社、有限会社など）が納めます。新しく会社を設立したり、事務所などを開設したりしたときは、届け出が必要です。

## 納める額（税額の計算方法）

法人市民税には、国税である法人税の額と資本金等の額に応じて負担する法人税割と、資本金等の額と市内の従業者数に応じて負担する均等割があります。

### ◆ 税額

$$\text{法人税割額} + \text{均等割額} = \text{税額}$$

### ◆ 法人税割額

$$\text{法人税の額} \times \text{税率}$$

資本金等の額	税率		
	事業年度の始期が平成26年9月30日以前	事業年度の始期が平成26年10月1日から令和元年9月30日の間	事業年度の始期が令和元年10月1日以後
5億円以下	12.3%	9.7%	6.0%
5億円超～10億円以下	13.1%	10.5%	6.8%
10億円超～50億円以下	13.9%	11.3%	7.6%
50億円超	14.7%	12.1%	8.4%

❗ 横須賀市と他の市町村に事務所等を設けている法人は、市町村ごとの従業者数であん分して法人税割額を納めることになります。

❗ 詳細は横須賀市ウェブサイトで検索してください。

「法人市民税」

検索 🔍

### ◆ 均等割額

$$\text{税率（年額）} \times \text{事務所などを有していた月数} \div 12 \text{ か月}$$

法人等の区分		市内の従業者数	税率（年額）
公共法人、公益法人等、人格のない社団や財団、特定非営利活動法人 等		区分なし	50,000円
上記以外の法人	1千万円以下	50人以下	50,000円
		50人超	120,000円
	1千万円超～1億円以下	50人以下	130,000円
		50人超	150,000円
	1億円超～10億円以下	50人以下	160,000円
		50人超	400,000円
	10億円超～50億円以下	50人以下	410,000円
		50人超	1,750,000円
50億円超	50人以下	410,000円	
	50人超	3,000,000円	

## 申告と納める方法

事業年度終了後2か月以内に、法人が納付すべき税額を計算して申告書を提出するとともに、その税額を納めます。❗ 電子申告・電子納税については[▶30ページ]をご覧ください。